

Beyond

ASAHI
Research Institute

2021. 10 vol.10

下請企業の戦い方

あさひ総研

自己株式／金庫株の取得

遺言について②

適格請求書発行事業者の登録申請書受付開始!!

御社の定年は何歳ですか

事業再構築補助金とものづくり補助金

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が改正施行されました

あさひ通信

第 195 回 地域金融機関の新たな動き

INFORMATION



CONTENTS

下請企業の戦い方

あさひ総研

- 01 ・事業承継
自己株式／金庫株の取得
- 02 ・相続
遺言について②
- 03 ・税制
適格請求書発行事業者の登録申請書受付開始!!
- 04 ・労務
御社の定年は何歳ですか
- 05 ・助成金
事業再構築補助金とものづくり補助金
- 06 ・公益法人
「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が改正施行されました

あさひ通信 第195回 地域金融機関の新たな動き

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

ジャスト・イン・タイムの功罪



下請企業の戦い方

統括代表社員 田牧 大祐

ある企業の税務調査で調査立会した日の朝、時間取れますかとの調査官の質問に、社長の回答は「11時から配達あるので朝1時間程度なら。今日は朝5時半から配達していました。」であった。この企業は、大手自動車メーカーグループ企業の曾孫請け企業であり、生産管理としてジャスト・イン・タイム方式を支えている。15時半に、翌日工場に持っていく組立部品の注文書が届く。翌日持っていくのであるから、注文書が来てから人を手配して組立するわけにはいかない。一定の注文数を見込んで組み立てた在庫を、倉庫を借りて保管しており、それを工場に指定時刻にジャスト・イン・タイムで配達するのである。

ジャスト・イン・タイム方式は、効率的な生産方式として製造メーカーなど多くの企業が採用しているが、半導体不足やコロナ禍でリスクとして露呈した。生産管理という聞こえはよいが、指定時刻ぴったりに、注文数ぴったりの量をもってきてくれる下請企業の存在により成立する制度である。一定の在庫保有リスクは下請け企業に転嫁されており、厳しい単価の中、先に仕入れの支出をし、倉庫代を負担している。

現在、この企業では、当初聞いていた年度計画数量が、半導体不足による工場の生産調整で3割減となり、人材の手配や在庫を確保しているが、すでに予定した数量が出ず、今後もどうなるかわからない状況であり、もちろん値上げにも応じてもらえないと言う。

下請企業の交渉方法の参考として、尊敬するある経営者のやり方がある。親事業者からの組立工数と単価が合わない注文に対しては、担当者にストップウォッチを持って来社するように言い、実際に組立時間を実測させて、組立工数が単価に見合うのか確認させ金額交渉をしていたと言う。もちろんこれだけではないのであるが、

硬軟織り交ぜての交渉は中小企業が生き延びるために必要である。

中小企業庁が公表している「中小企業・小規模事業者の労働生産性」の「企業規模別・業種別の労働生産性」を見ると、製造業における大企業の労働生産性1,009万円に対して、中小企業のそれは560万円と約半分である。中小企業も継続・成長のための利益確保に独自の術が必要である。

価格交渉は切られてもよい本気度がなければ迫力がない。本気の交渉の裏付けとして新規取引先を確保しておく準備も必要だ。圧倒的な品質基準、不良品がないことも強みになるであろう。オンリーワンの技術を獲得し、価格決定権をもつことはさらに優位性をもつ。考えはシンプルであるが、実践には多大な苦勞と時間を伴う。コロナ禍において時間がある現在、技術を磨き、新たな取組や営業をするチャンスともいえる。RPAなどのTechnologyも低価格で利用できる。下請法*も理解しておく必要がある。時に下請法違反のニュースがあるが、今年も大手自動車メーカーの下請企業への“不当な経済上の利益の提供要請の禁止”違反のニュースがあり、様々な違反事例が出ており知っておくべきであろう。

下請け企業の中には、汗をかいて製造し、それに御礼(おさつ)をのっけているような価格で納入しなければならない事業者がいる。図らずもそのような状況になってしまった事業者に出会うと、頑張っしてほしいと応援したい気持ちになる。

下請けには、下請けなりの戦い方がある。

*下請代金支払遅延等防止法には、注文した物品等の受領拒否やあらかじめ定めた下請代金減額の禁止など、11の禁止項目がある。

事業承継



自己株式 / 金庫株の取得

株式会社が発行した株式を、株主から買い戻すことを自己株式の取得といいます。自己株式は金庫株とも呼ばれます。株主が株式を手放したい場合、新たな株主を探して株式を譲渡する方法だけでなく、発行した株式会社に戻してもらう手段を採ることも可能です。株価が高額になる場合、個人間譲渡では株式を譲り渡すことができず、発行会社に自己株式を取得してもらうケースもあります。本稿では自己株式の論点について紹介します。

自己株式と分配可能限度額

自己株式の取得には財源規制があり、原則として分配可能限度額の範囲内までとされています（会社法 461 条）。自己株式の取得は資本の払戻の性質があり、自己株式の取得を無尽蔵に認めると、資本が損なわれ、会社債権者の利益を損ないます。そのため自己株式の取得は分配可能限度額までとされているのです。分配可能限度額は複雑な計算式で算定されますが、決算書上の剰余金額（その他資本剰余金とその他利益剰余金）が参考になります。

自己株式取得に当たって会社法の手続き

自己株式の取得様態は様々ありますが、株主との合意に基づいて取得する場合は、特定の株主のみから取得する方法と、株主を特定せずに取得する方法があります。株主平等の原則から、自己株式を取得するのであれば、その機会を各株主均一とすることが原則的な考え方です。そのため特定の株主のみから自己株式を取得したい場合には、より厳密な会社法上の手続きを踏むことが必要となり、株主総会の特別決議や、株主への特段の通知が必要となります（会社法 160 条、309 条）。

自己株式取得と税務

個人株主間の株式譲渡では、譲渡所得に対して譲渡所得税が課税されます。一方で、自己株式の取得では、取引様態自体は株主間の株式譲渡に似ているものの税務の考え方が大きく異なり、配当所得が生じる可能性があります。

税務上では自己株式の取得について、取得法人では資本の払戻（資本金等の額の減少）と、資本の払戻を超過する金銭交付等がある場合には利益分配（利益積立金の減少）があったものと考えます。難解ですが、簡潔にいうと自己株式の取得は、資本の払戻と、配当（みなし配当）に分解されます。個人が株式を発行会社に譲渡した場合は、配当所得が課税される可能性があるのです。

配当所得は原則として総合課税、株式の譲渡所得は分離課税ですので、所得額に対する税率が大きく異なることもあり得ます。



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 諭

2010 年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017 年税理士法人あさひ会計に入所後は M&A 支援、株価算定・シミュレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

相 続



遺言について②

前は遺言の種類について記載しました。今回は年々増えている遺言件数の背景として、どういったケースで遺言が効果的なのかを説明します。

●特定の相続人に事業承継させたい場合

会社の株式の大半を所有している経営者が、特定の子に後継者として株式を承継させたい場合は、遺言でその意思を明確にすることが望ましいです。もちろん遺言に頼らず生前に後継者を明確にし、株式を後継者が全て相続することを後継者以外の相続人が同意しているのであれば、相続で問題にならないこともあります。しかし、そのような状況ではなく、経営者が亡くなった後にその株式の財産価値が高いことが判明すると、分割協議で争いとなってしまい、株式についても法定相続分で分割することになってしまうこともあり得ます。その場合、株式が分散してしまい、会社としての決議・決定に支障が出ることになり、結果として事業を存続していけない可能性もあります。また、株式を相続する際にその相続税を猶予する制度である法人版事業承継税制を適用する際も、後継者に渡る株式が法定相続分のみになってしまうと猶予税額が小さくなり、税制のメリットは半減します。そのため、遺留分^{*1}に配慮しながらも遺言により後継者にした相続人に株式が集約できるようにしておくべきです。

●夫婦間に子供がいない場合

夫婦に子供がおらず、夫の両親も死亡している状況で夫が死亡した場合、妻がすべての財産を相続できると思いがちです。しかし、この場合の法定相続分は妻が 3/4、夫の兄弟姉妹が 1/4となります。もちろん分割協議を法定相続分で決定する必要はありませんが、法定相続分の割合を夫の兄弟姉妹から権利として主張され、妻が全て相続できないケースもあります。例えば夫が残した財産が家と土地だけの場合、残された妻が住む家を失ったり、そうでなくても土地建物を妻が全て取得する代償として夫の兄弟姉妹に多額の金銭を支払う事になってしまう可能性もあります。なにより普段付き合いのない夫の兄弟姉妹と遺産分割の協議をしなければならない状況だと、妻の立場を考えれば難しい問題となります。こういった状況を避けるために、「妻に全財産を相続させる」遺言を残せば、夫の兄弟姉妹には遺留分^{*1}がありませんので遺産は全て妻に渡ることになります。

なお、兄弟姉妹が死亡していた場合、その子供（甥、姪）が相続人となりますが、その法定相続分は兄弟姉妹と同じく 1/4です。妻の立場で言うと、夫側の甥姪が相続人になる場合、関係性で言えば兄弟姉妹より更に希薄なものなることが多いと思いますので、分割協議の場を設けないようにするためにはやはり遺言が有効なものとなります。

●相続人間が不仲な場合

相続人同士が不仲である場合、ささいな問題で争いになることもあります。遺産分割協議がまとまらず、家庭裁判所の調停や審判に進んでいく事も珍しくありません。また、相続税の申告が必要であれば相続発生から 10 か月以内に申告が必要となりますが、もし期限内に遺産分割が決まらない場合は、法定相続分により計算された金額で未分割のまま仮申

告し、分割が決まり次第あらためて申告することになります。未分割のまま申告となった場合には、税額を大きく減らせる「配偶者の税額軽減の特例」や「小規模宅地の評価減の特例」等が適用できません。期限内での未分割申告の際に「申告期限後 3 年以内の分割見込書」を提出し、後日遺産分割が決まった後に特例を適用し還付申告することは可能ですが、未分割申告の時点で支払う税額は多額になる可能性は高いです。こういった状況を避けるために遺言が有効です。遺言者が望む財産の配分で、尚且つ遺留分^{*1}に配慮した遺言を作成すれば争いは避けられ、相続税申告の際にも無駄な税金を払うリスクも避けられます。

●相続人が認知症の場合

認知症の相続人がいると遺産分割ができません。認知症の方の子供が本人の署名押印をして無理に分割協議書を作成すれば「私文書偽造罪」が成立してしまう可能性もあります。法定相続分で分割すれば分割協議は不要とできますが、相続財産に不動産があれば法定相続分での共有状態となり、将来売却したいと思っても難しくなります。また、相続税申告が必要な場合も特例が適用できるような柔軟な遺産分割とはならないため、税務上も不利となります。

認知症の方が相続人にも、成年後見制度により成年後見人である代理人（弁護士・司法書士等）に遺産分割を代理してもらうことで、遺産分割を成立させることはできます。しかし、成年後見人に毎月支払う報酬が発生し、認知症の方の保有する財産によって異なりますが、目安としては月 2～6 万円程度はかかることが多いようです。そしてこの支払が一生継続します。また、成年後見人は認知症の方が相続する財産の割合が法定相続分以下になってしまうような協議の内容では、立場上応じることはできません。そのため、例えば不動産のみが相続財産だった場合等は、不動産の共有状態ができてしまうため、柔軟な分割協議が可能となるわけはありません。

上記のように成年後見制度もデメリットも多いことから、認知症の方が財産を相続する必要がない場合は、遺言書によって「認知症の相続人以外の人に遺産を相続させる」ことが効果的です。また、認知症の方にも財産を相続させたい場合は遺言執行者を決めて、その上で認知症の方に相続させたい財産を記載した遺言を作成すれば済む話です。例えば、父親が被相続人、相続人として認知症の母親と子供たちがいる場合には、子供たちのうち一人を遺言執行者に選任しておけば、認知症の方にも財産を相続させることが可能です。

^{*1}遺留分の制度とは、民法で定められた一定範囲の相続人に対して最低限もらえる財産を保障する制度です。

山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。



税 制



適格請求書発行事業者の 登録申請書受付開始!!

【図1】事業者が登録申請を行う場合のスケジュール



2023年10月1日から適格請求書等保存方式(以下、インボイス制度)が開始されます。適格請求書(以下、インボイス)を交付できるのは、所轄税務署長から登録を受けた適格請求書発行事業者のみとなります。その登録が2021年10月1日から開始されました。今回は適格請求書発行事業者の登録について取り上げます(インボイス制度についてはBeyond6月号をご参照ください)。

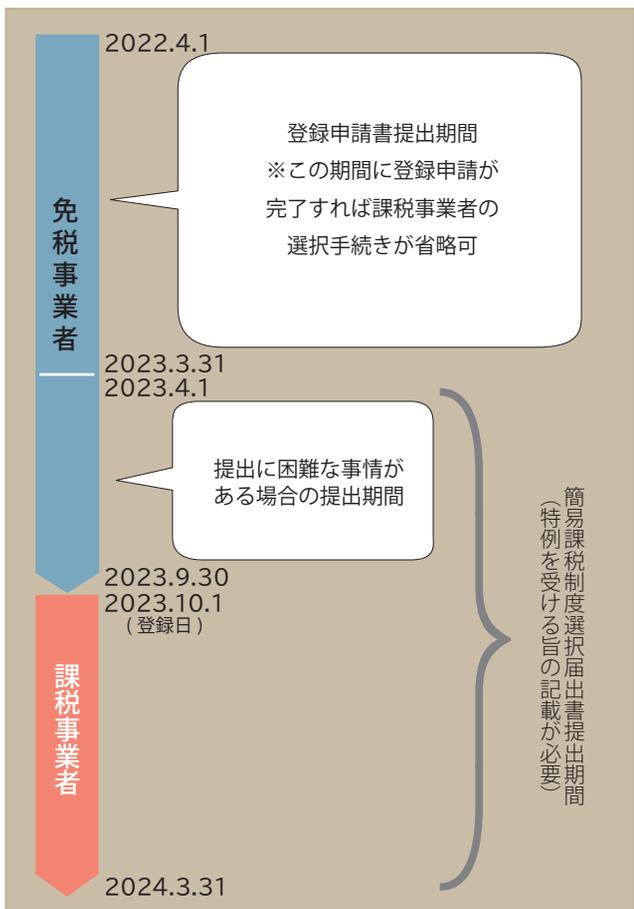
インボイス制度導入後は、適格請求書発行事業者に登録している者(以下、登録事業者)からの仕入等のみが仕入税額控除の対象となります。経過措置はあるものの、登録事業者でない者からの仕入等は仕入税額控除の対象外となり、納税者は消費税の負担が実質的に増えることになります。また、免税事業者は登録事業者となれない点も注意が必要です。

インボイス制度開始の日から適格請求書発行事業者の登録を受けたい場合、2023年3月31日までに登録申請書を税務署へ提出する必要があります(図1参照)。登録を受けることができれば、インボイスは現行の請求書等を包含するものになりますので、制度開始を待たずして交付が可能となります。制度開始後に届出書を提出することも可能ですが、登録までに一定期間かかるのですぐにはインボイスを交付できません。以上から、登録を考えている事業者は早めの申請書の提出をご検討ください。

次に免税事業者が登録事業者になりたい場合、インボイスを交付するための絶対条件として課税事業者となる必要がありますから、課税事業者の選択手続きが必要となります。ただし、2023年10月1日の属する課税期間中に登録を受ける場合は、特段の手続きなくその登録日から自動的に課税事業者となる経過措置があります。登録事業者となると同時に簡易課税制度を選択することが考えられますが、その際は税務署へ簡易課税制度選択届出書の提出が必要になります。2023年10月1日の属する課税期間の末日までに提出をすればその課税期間は簡易課税制度を適用できます(図2)。免税事業者が登録事業者となった場合は、消費税の納税義務が発生しますので、登録事業者になるかの判断は慎重に行いましょう。

登録が完了した事業者は、“国税庁適格請求書発行事業者公表サイト”にて登録情報の公表を行うこととされています。仕入税額控除を行う際の確認のツールになり得ますので活用していきたいものです。

【図2】免税事業者から課税事業者になる場合(3月決算を想定)



山形事務所 審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



御社の定年は何歳ですか

定年を超えた年齢の従業員がいるが、契約の切り替えや今後の相談をなにもしていない...という小声のご相談がときどきあります。長い付き合いだからなんとなく時間が過ぎた、改まった話をして辞めたいと言われたら困る等、事情は様々のようですが、やはり人の職業人生の締めくくりですので、しっかり整理して取り決めや手続きをしたいものです。定年退職と定年後再雇用について、運用の見直しをする手順をまとめました。もちろん、御社に合わせてご対応ください。

1. 就業規則の定年及び再雇用制度を確認する

定年を設ける場合、高年齢者雇用安定法により、60歳以上でなければなりません。就業規則のよく見かける条文には「満〇歳に達する日をもって定年退職とする。」というものがあります。「〇歳に達する日」とは、誕生日前日ですのでご注意ください。定年時期の定め方には、以下のようなものがあります。満60歳誕生日前日より後の日付なら、自由に設定できます。年齢については、誰にでもわかりやすい誕生日を基準とした例をお示しします。

- ・満〇歳誕生日
- ・満〇歳誕生日の属する月末
- ・満〇歳誕生日後はじめの賃金締切日
- ・満〇歳誕生日の属する年度末

同じく高年齢者雇用安定法により、満65歳までは希望者全員を再雇用する制度を設けることが義務付けられています。平成25年の法改正前は、勤務成績等、労使協定で定めた基準を満たす人だけを再雇用することが可能でしたが、現在は満65歳誕生日前日までは対象者を選別できません（経過措置あり）。平成25年以後就業規則改訂をしていない場合はご注意ください。なお、満65歳超満70歳までの就労機会確保措置は努力義務であり、再雇用基準を設けることが可能です。まず自社の就業規則が現行法に追い付いているか確認し、定年退職はいつで、どんな人をいつまで再雇用するのか確認しましょう。

2. 定年直前及び定年年齢以上の従業員リストを作成する

就業規則に従い、定年退職まで5年以内の年齢から、定年後再雇用の年齢になっている従業員をリストアップします。定年後再雇用の年齢の従業員については、就業規則どおり定年後再雇用手続きをしたとすれば、契約期間はどのように区切られるのかを書き出します。

3. 再雇用の上限をどう設定しているのか確認する

再雇用上限を設けている場合は早めに対象従業員と話し合う必要があります。原則の再雇用上限年齢を超えても契約する従

業員とそうでない従業員がいる場合は、就業規則に「業務上特別の必要がある場合は〇歳を超えても雇用することがある。」といった定めを置き、原則どおり退職する従業員に対して違いを説明できるようにします。

4. 定年後再雇用に当たるのであれば、

雇用契約書／労働条件通知書を作成する

多くの企業では、再雇用は有期契約の更新制と定めています。雇用契約書又は労働条件通知書を作成してみると、契約内容と今後の見通しが明確になります。

5. 無期転換を避ける場合、

「有期特措法特例第Ⅱ種認定申請」を検討する

労働契約法第18条により、5年を超えて有期雇用契約を更新した従業員が申し出た場合は、契約期間が無期に転換しますが、定年後再雇用者も例外ではありません。5年を超えて再雇用契約の更新をする可能性があり、無期雇用契約への転換をさせない方針である場合は、都道府県労働局の特例認定を受ける必要があります。

6. 対象従業員に条件を提示し、今後の働き方について相談する

定年後の再雇用希望については1年くらい前には面談を始めることをお勧めします。定年退職時期、再雇用時の職務内容、待遇決定基準、再雇用終了時期等を対象者に伝え、本人の希望をききます。定年後の生活については、従業員本人だけではなくご家族も情報収集をしていることも多いものです。後手に回った対応と受け取られないよう、早めに情報提供と相談を開始しましょう。有用な人材は60歳を超えても経験を活かして転職できる時代です。近年は、在職中の会社で再雇用契約をするか転職するか、待遇比較をされる方に出会うことが多くなりました。定年後もぜひ働いてもらいたい人材を逃さないよう、早めに相談だけでも始めましょう。

7. 退職金を規程どおり支払う

退職金の支給時期は、会社の規程によります。定年退職時でも再雇用を終了し実際に会社を去る時でも問題ありませんが、明文化する必要があります。

いまの社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士 今野佳世子

埼玉県内3か所の労働基準監督署にて労災認定・保険給付業務等に従事。2008年いまの社会保険労務士事務所を開業。2010年特定社会保険労務士付記。



助成金



事業再構築補助金とものづくり補助金

事業再構築補助金

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/



補助金額

補助上限 8,000 万円（類型によって異なる）

主な要件等

- ・ 補助率 1 / 2 ~ 3 / 4（規模や類型等によって異なる）
- ・ 対象期間の売上高が 10%以上減少（※1）
- ・ 設備投資が対象
- ・ 建物費も対象

コロナ禍を乗り越え、事業再構築に意欲のある中小企業等の挑戦を支援する目的で始まった「事業再構築補助金」は3回目の募集が終了しました。当初、補助金額の大きさや建物費が対象になることから関心を集めた制度ですが、要件の厳しさや計画書のボリューム等のハードルが高く、見送った会社もあったのではないのでしょうか。また1回目は 22,231 件の応募に対し 8,016 件（36%）の採択と、予想された難しさが現実となった印象がありました。しかし2回目の公募では、20,800 件の応募に対し 9,336 件（44%）の採択と割合が高まり、また1回目に見られた製造業偏重の傾向も緩和したように感じます。今年度、あと2回の応募タイミングがある予定です。事業再構築補助金ホームページには採択者リストだけでなく採択された事業計画書も掲載されており、参考になる計画書です。

但し事業再構築補助金の申請要件として、「売上高 10%減少要件」（※1）があります。第3回公募から、対象とする売上算出期間の拡大や売上高だけでなく付加価値が減少した場合も可能とするなど申請要件が緩和されていますが、これは申請書や計画書作成以前のハードルであり、この要件を満たせない（売上高や付加価値が落ちていない）会社もあります。その場合は、「ものづくり補助金」を検討してはいかがでしょうか。ものづくり補助金では建物費は対象外、補助率 1 / 2 等、事業再構築補助金と比較し規模が小さくなります。またこちらは「賃金引上げ要件」（※2）があります。この要件は大きなハードルでしたが、令和3年10月からの最低賃金制度や今後の見通しから賃金引上げが喫緊の課題となり、補助金に関係するだけのハードルではなくなってきました。

ものづくり補助金は令和2年3月以降継続して公募が行われており、令和3年8月に7次公募が締め切られました。6次公募の採択率は 47.4% となっており、事業再構築補助金よりも確率が高くなっています。こちらは少なくとも今年度あと1回の応募期間があるようです。

会社の将来を考えた時に、事業転換や新規事業進出、設備投資の可能性がある場合には、改めて「事業再構築補助金」を、つぎに「ものづくり補助金」を検討してはいかがでしょうか。

ものづくり補助金

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>



補助金額

補助上限 1,000 万円（類型によって異なる）

主な要件等

- ・ 補助率 1 / 2 ~ 2 / 3（規模や類型等によって異なる）
- ・ 計画期間の給与支給総額 年率 1.5%以上増加（※2）
- ・ 設備投資が対象
- ・ 建物費は対象外



株式会社旭プレインズ
代表取締役
松尾 孝之

生産現場改善支援やマネジメントシステム構築運用支援など、中小企業の経営コンサルティング業務に幅広く従事する。

公益法人



「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が改正施行されました

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律が、「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の中で改正されました。

次の1-4項については令和3年3月1日に施行、5-6項は令和4年中（公布日である令和元年12月11日から3年6か月以内）の施行とされています。

1. 補償契約及び役員等のために締結される

保険契約の明確化

役員等（理事、監事又は会計監査人）が職務の執行に関し、法令違反を疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対応するため支出する費用（いわゆる防御費用）や、第三者からの損害賠償請求に応じた場合の損失（いわゆる賠償金や和解金）の全部又は一部を、当該役員等に法人が補償する契約（補償契約）の内容と手続きについて規定が整備されました。

また、法人が役員等のために締結する保険契約（いわゆる役員賠償責任保険）について必要な手続き等の規定が整備されました。

※「役員等」に評議員は含まれません。

2. 成年被後見人等についての役員の欠格事由の削除

役員の欠格事由から「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」が削除され、成年被後見人等が役員に就任する場合には、その成年被後見人等が本人の同意を得た上で就任承諾しなければならないこととするなどの要件が定められました。

「定款、役員等の確認書など」に役員の資格として欠格事由を記載している場合には、改定する必要があります。

3. 議決権行使に係る委任状や議決権行使書面の

閲覧謄写請求に係る拒絶理由の新設

法人は、社員からの議決権行使書面等の閲覧等の請求について、社員名簿の閲覧等の請求の拒絶事由と同様の事由（当該請求を行う社員がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき等）に該当する場合には、その請求を拒むことができることとされました。

また、法人が拒絶事由の有無の判断を行うことを容易にするため、社員は当該請求をする場合には、当該請求の理由を明らかにしなければならないこととされました。

4. 責任追及の訴えに係る和解をする場合の監事の同意

監事設置一般社団法人において、理事等の責任追及の訴訟において和解する場合には、監事（監事が2人以上の場合は各監事）の同意を得なければならないこととされました。

5. 社員総会資料の電子提供制度の導入

一般社団法人においては、定款で定めることにより、理事が、社員総会資料を当該法人のホームページ等のウェブサイトに掲載し、社員に対し当該ウェブサイトのアドレス等を社員総会の招集通知により通知することで、社員の個別の承諾を得ていないときであっても、社員に対し社員総会資料を提供することができるようになります。

6. 従たる事務所所在地での登記の廃止

従たる事務所の所在地における登記に関する規定が削除され、従たる事務所を管轄する法務局への申請は不要になります。ただし、主たる事務所の所在地において、主たる事務所及び従たる事務所の登記が必要とされている点については改正後も変更ありません。

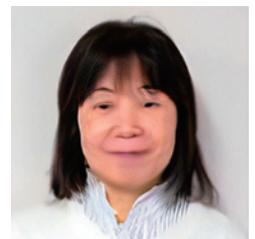
改正については、公益法人 information（国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト）のよくある質問（FAQ）に追加・修正されていますのであわせてご確認ください。



<https://www.koeki-info.go.jp/>

山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけでなく、公益法人の設立支援などにも携わる。



地域金融機関の新たな動き

公認会計士・税理士 糸田 健一



先日、金融庁地域金融企画室長日下智晴氏の講演を聴く機会があった。今、地域金融機関は金融庁指導の下に大きく変わろうとしているという。

下図<金融機関の構図>に示しているが、これまでは年商 5 億円から 20 億円の事業者に対して地域金融機関の間で★「不毛な競争」が行われていたというのだ。例えば信金信組がメインの融資先に地銀が低利融資するなどだが、その結果、地域金融機関の安定した収益や将来の健全性を阻害し、「金融仲介」機能すなわち地域企業の経営課題を把握し、その解決に資する方策の策定や必要なアドバイス、適切なファイナンス等地域企業に付加価値を提供することが出来ず、地域経済や利用者に悪影響を与えてきたというのだ。日下氏は、地域金融機関は顧客を奪い合うのではなく、プラスサムの競争により経済主体に限らず資金を回し、地域企業が必要な事業承継や業種転換等に取り組み、好循環を生み出す持続的な地域経済を形成していくことこそが重要業務だと指摘している。

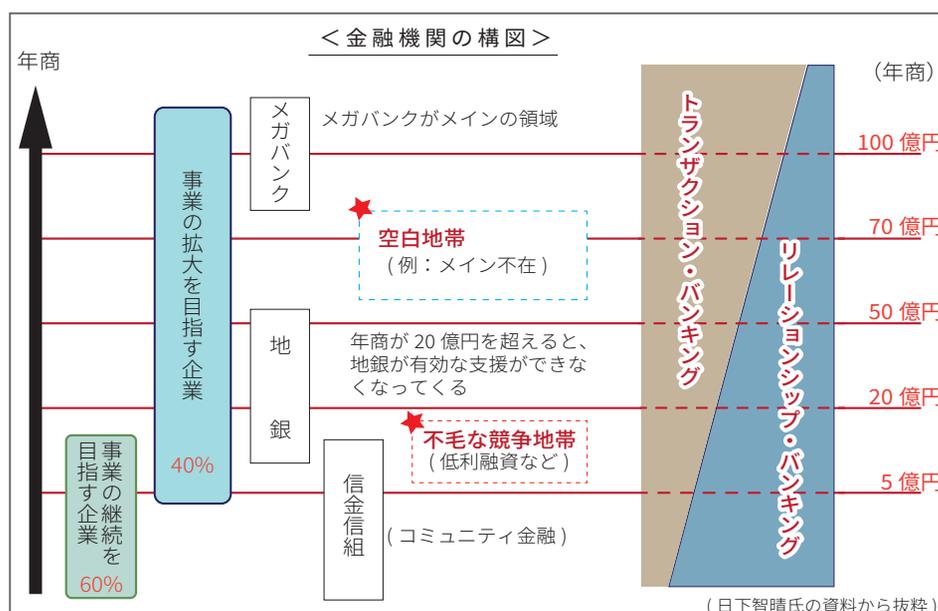
そもそも金融取引には①トランザクション・バンキングと②リレーションシップ・バンキングとがあるのだが、トランザクション・バンキングは財務諸表等の定量情報を基に倒産確率等を推定し一時的かつ個々の取引の採算性を重視する融資手法であり、リレーションシップ・バンキングは事業者との長い関係性の中で、経営者の経営能力等の定性的な情報に基づいて融資などの金融サービスを提供する手法と定義される。

地域金融機関はリレーションシップ・バンキングの割合が大きい。その中で産業全体や取引企業の課題・ニーズを把握し、成長可能性などを適切に評価する「事業性評価」や財務諸表には表れない人的資産、組織

資産、関係資産といった「知的資産分析」の重要性が高まっている。

知的資産分析だが、例えば、コロナによる緊急事態宣言や休業要請により客が激減した同一地域、同一業種のお店で、コロナが収束した際の客足の戻り、売上の回復はそのお店の財務内容とは無関係であり、知的資産のみで決まるといわれている。つまり、ロイヤリティの高いお客様をどれだけ抱えているか、真っ先に駆け付けたい料理の腕や店の雰囲気があるかなど顧客基盤、人材、ノウハウ等がそのお店の「知的資産」という訳だ。事業性評価とは財務分析と知的資産分析とを統括したものともいえるのだが、今後は金融機関にしる、会計事務所にしる、事業会社自身も知的資産の存在を重要視し、分析していく必要がある。

また、下図の★「空白地帯」となっている事業拡大を目指し果敢なチャレンジを繰り返す企業に対して、金融機関は「金融仲介」を通して付加価値の高いサービスを提供することにより安定した顧客基盤と収益を確保できるわけで、事業者との「共通価値の創造」を通じ両者の相互依存関係が成立することが求められていると日下氏はいう。いわば「新たなメインバンク制」の到来が期待されている。



あさひ会計ホームページのWhat's New「セミナー情報」をご覧ください。

SEMINAR

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催/日本M&Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M&A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

参加費：無料

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制 ※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山形】10月14日(木) | 【仙台】10月15日(金)

◆時間：各会場共通 ① 9:00 ② 10:30 ③ 13:00 ④ 14:30 ⑤ 16:00



ご案内HP

『経営者のための DX セミナー』 & 『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー

一部・二部、
どちらか一方
のみの参加も
可能です！

第一部『経営者のための DX セミナー』 14:00～15:30

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美・税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用した DX 化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務をはじめとした間接業務の変化や、様々な業界ごとの RPA 導入事例をご紹介します。RPA、Power Automate、Power Apps の活用、インターネットバンキングや Excel データを仕訳に変換するソフト「HAYAWAZA」による会計処理の自動化で、圧倒的な生産性向上が実現できます。



ご案内HP

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

第二部『消費税のインボイス制度』及び『電子帳簿保存法』セミナー 15:40～16:40

講師：税理士法人あさひ会計 仙台事務所 魚住慶太郎

◆消費税のインボイス制度◆

すべての事業者に影響するインボイス制度の概要と、適格請求書発行事業者の申請手続きや、制度を導入するための実務上のポイントを解説します。



ご案内HP

◆電子帳簿保存法◆

現行の電子帳簿保存法制度への理解を深めるとともに、電子帳簿保存制度を導入した場合のメリットや、導入のために踏むべきステップを中心に解説します。

【山形】
10月13日(水)
11月17日(水)

【仙台】
10月15日(金)
11月19日(金)

参加費：一部・二部
それぞれお一人様 ¥3,000

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料で相談をお受けします。

参加費：無料

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とご親族様に限定させていただいております。

【山形】
10月20日(水)
11月17日(水)

【仙台】
10月21日(木)
11月24日(水)



ご案内HP

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

宮城相続サポートセンター
☎ 0120-954-883

◆時間：各会場共通 1 回目 / 10:00～、2 回目 / 14:00～ いずれも 1 時間程度

『実践型 5 年経営計画書策定講座』

目指す将来像(夢・ビジョン・資金繰り)についてじっくり考え、納得がいくまでシミュレーションしながら経営計画を作り上げていく実践型講座

参加費：お一人様 ¥88,000
追加 1 名につき ¥11,000

◎1 社限定、完全予約制

【仙台】11月9日(火) 9:30～18:00
12月7日(火) 9:30～18:00



ご案内HP

『経理担当者育成 1 ヶ月完成プログラム』全 4 回

経理担当者としてすぐに役立つ実務知識を身に着ける、実務に沿ったプログラム。ポイントを押さえ、基礎から学べる3時間×4講座の連続講座

参加費：お一人様 ¥22,000

お申込み
締切間近！

【山形】【仙台】【Web】◆時間：各会場共通 13:30～16:30

◆山形をメイン会場とし、仙台・Web 会場へは Zoom を利用したリアルタイム配信を行います

1 回目 10月22日(金) 2 回目 10月28日(木) 3 回目 11月11日(木) 4 回目 11月18日(木)



ご案内HP



ASAHI Accounting Robot 研究所
仙台 Labo

Beyond vol.10

2021 年 10 月 発行

発行元/あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F

TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>